

改 正 後	現 行
Ⅱ 共済事業監督上の評価項目 Ⅱ－４ 業務の適切性 Ⅱ－４－５ 苦情等への対処（金融ＡＤＲ制度への対応も含む） Ⅱ－４－５－２ 苦情等対処に関する内部管理態勢の確立 Ⅱ－４－５－２－２ 主な着眼点 組合が、苦情等対処に関する内部管理態勢を整備するに当たり、業務の規模・特性に応じて、適切かつ実効性ある態勢を整備しているかを検証する。その際、機械的・画一的な運用に陥らないよう配慮しつつ、例えば、以下の点に留意することとする。 （１）・（２）（略） （３）苦情等対処の実施態勢 ①～⑤（略） ⑥ 苦情等対処に当たっては、個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他の法令及び個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）（平成28年11月30日個人情報保護委員会告示第6号）、同ガイドライン（外国にある第三者への提供編）（平成28年11月30日個人情報保護委員会告示第7号）、同ガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）（平成28年11月30日個人情報保護委員会告示第8号）及び同ガイドライン（仮名加工情報・匿名加工情報編）（平成28年11月30日個人情報保護委員会告示第9号）（以下「保護法ガイドライン」と総称する。）に沿った適切な取扱いを確保するための態勢を整備しているか（Ⅱ－４－７参照）。 ⑦・⑧（略） （４）～（６）（略） Ⅲ 組合の監督に係る事務処理上の留意点 Ⅲ－２ 水協法等に係る事務処理 Ⅲ－２－１ 子会社等 （略） Ⅲ－２－１－１ 子会社等の業務の範囲	Ⅱ 共済事業監督上の評価項目 Ⅱ－４ 業務の適切性 Ⅱ－４－５ 苦情等への対処（金融ＡＤＲ制度への対応も含む） Ⅱ－４－５－２ 苦情等対処に関する内部管理態勢の確立 Ⅱ－４－５－２－２ 主な着眼点 組合が、苦情等対処に関する内部管理態勢を整備するに当たり、業務の規模・特性に応じて、適切かつ実効性ある態勢を整備しているかを検証する。その際、機械的・画一的な運用に陥らないよう配慮しつつ、例えば、以下の点に留意することとする。 （１）・（２）（略） （３）苦情等対処の実施態勢 ①～⑤（略） ⑥ 苦情等対処に当たっては、個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他の法令及び個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）（平成28年11月30日個人情報保護委員会告示第6号）、同ガイドライン（外国にある第三者への提供編）（平成28年11月30日個人情報保護委員会告示第7号）、同ガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）（平成28年11月30日個人情報保護委員会告示第8号）及び同ガイドライン（匿名加工情報編）（平成28年11月30日個人情報保護委員会告示第9号）（以下「保護法ガイドライン」と総称する。）に沿った適切な取扱いを確保するための態勢を整備しているか（Ⅱ－４－７参照）。 ⑦・⑧（略） （４）～（６）（略） Ⅲ 組合の監督に係る事務処理上の留意点 Ⅲ－２ 水協法等に係る事務処理 Ⅲ－２－１ 子会社等 （略） Ⅲ－２－１－１ 子会社等の業務の範囲

子会社等の業務の範囲については、以下の点に留意するものとする。 (1) 組合の子会社が営む従属業務（水協法第17条の14第1項第1号（水協法第96条第1項において準用する場合を含む。）又は水協法第100条の3第1項第4号イに規定する従属業務をいう。）については、Ⅱ－5－1等に沿って適切な対応を行っているか。 （注）従属業務を営む組合の子法人等又は関連法人等についても、告示<u>第28条</u>又は<u>第31条</u>に定める基準を満たす必要があることに留意する。なお、この場合において、「収入の額」は、告示と同様であることに留意する。 (2) ・ (3) （略） Ⅲ－2－1－2 他の事業者の貸出金等に係る担保財産（不動産を除く。）の売買の代理・媒介会社の取扱い 他の事業者の貸出金等に係る担保財産（不動産を除く。）の売買の代理・媒介会社については、以下の点に留意した取扱いとなっているか。 (1) （略） (2) 当該会社の業務遂行に当たって、告示<u>第28条</u>又は<u>第31条</u>に定める基準を満たしているか。	子会社等の業務の範囲については、以下の点に留意するものとする。 (1) 組合の子会社が営む従属業務（水協法第17条の14第1項第1号（水協法第96条第1項において準用する場合を含む。）又は水協法第100条の3第1項第4号イに規定する従属業務をいう。）については、Ⅱ－5－1等に沿って適切な対応を行っているか。 （注）従属業務を営む組合の子法人等又は関連法人等についても、告示<u>第29条</u>又は<u>第32条</u>に定める基準を満たす必要があることに留意する。なお、この場合において、「収入の額」は、告示と同様であることに留意する。 (2) ・ (3) （略） Ⅲ－2－1－2 他の事業者の貸出金等に係る担保財産（不動産を除く。）の売買の代理・媒介会社の取扱い 他の事業者の貸出金等に係る担保財産（不動産を除く。）の売買の代理・媒介会社については、以下の点に留意した取扱いとなっているか。 (1) （略） (2) 当該会社の業務遂行に当たって、告示<u>第29条</u>又は<u>第32条</u>に定める基準を満たしているか。
--	--

附 則（令和〇年〇月〇日付け〇水漁第〇〇号水産庁長官通知）

（施行日）

本通知は、公布の日から施行する。ただし、「Ⅲ－2－1 子会社等」の改正規定は、令和9年4月1日から施行する。